

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大崎市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧古川市・旧三本木町地域

(1) 現況

本地域は、江合川及び鳴瀬川沿いの豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、大区画ほ場整備による土地利用型農業の推進により、生産性の向上や低コスト化、また、水田の保全と機能を活かした新規需要米（飼料用米・稲発酵粗飼料用稲等）の生産を図っている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を中心に推進し、併せて同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

なお、旧古川市においては法第3条第3項第2号に掲げる事業（中山間地域等支払交付金事業）も行うよう働きかけることで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧松山町地域

(1) 現況

本地域は、鳴瀬川沿いの豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、環境保全米等の特別栽培米や地元酒造業者と提携した酒米等、消費者ニーズに合った米の生産を推進している。また、麦、大豆等の作付跡地による高タンパク米を回避し、作業の効率化と良好な水田機能を維持するため複数年ブロックローテーションを推進している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を推進するとともに、併せて同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧鹿島台町地域

(1) 現況

本地域は、鳴瀬川沿いの豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、大区画ほ場整備による土地利用型農業の推進により、生産性の向上や低コスト化、また、環境保全米の作付を増やし、本地域作物の品質や安全性の向上を図っている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を推進するとともに、併せて同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧岩出山町・旧鳴子町地域

(1) 現況

本地域は大崎市の西部に位置し、特定農山村地域に指定されている。年間平均気温は10.2℃と平場地域と比較し1℃程低く、降雪量、降雨量が多く生産条件の格差が大きい。

近年は、『ひとめぼれ』に、旧鳴子町は『ゆきむすび』、旧岩出山町は『つや姫』や『ササニシキ』等の品種を加え、環境にやさしい安心・安全な、こだわりの米づくりを推奨している。畜産が盛んな地域のため、牧草が多く作付けされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を中心に推進し、併せて同項第2号に掲げる事業（中山間地域等支払交付金事業）及び第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 旧田尻町地域

(1) 現況

本地域は、江合川沿いに平坦肥沃な平地が広がり、穀倉地帯を成している他、湿地環境の保全や渡り鳥と共生する農業の取組を次世代に継承し保全していくために「世界農業遺産」の認定を目指している地域でもある。大区画ほ場の整備による土地利用型農業が推進されていることから、担い手への負担を軽減することが必要である。

水稻等の栽培は、環境との共存を目指す環境共存型栽培を基本とし、エコファーマーの育成を行い、慣行栽培から減農薬・減化学肥料栽培への作付シフト及びJAS有機への誘導を推進している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を中心に推進し、併せて同項第2号に掲げる事業（中山間地域等支払交付金事業）及び第3号に掲げ

る事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧古川市区域 旧岩出山町区域 旧鳴子町区域 旧田尻町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧松山町区域 旧三本木町区域 旧鹿島台町区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施にあたり市長が定める事項は、別紙1のとおりとする。

(別紙 1)

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域に指定された旧鳴子町全域及び旧岩出山町全域

宮城県知事が指定する特認地域として次に該当する地域

(ア) 農林統計上の中山間地域

(イ) 8 法指定地域に地理的に接する農用地

(ウ) 既成市街地等に該当せず、次の (a) から (c) に該当する農用地

(a) 農林業従事者割合が 10%以上または農林地率が 75%以上

(b) DID 地区からの距離が 30 分以上

(c) 人口の減少率（平成 17 年～平成 22 年）が 3.5%以上でかつ、人口密度 150 人/km² 未満であること

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

勾配が、田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地

に限る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(a) 急傾斜と緩傾斜が連担している一団の農用地面積の合計が 1 h a 以上の場合対象とする

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(e) 宮城県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3 個別協定の対象者

認定農業者に準ずる者とは、大崎市水田農業ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

特になし